

第1回 民俗資料収集・保存方針等検討委員会

令和6年11月18日(月)

1. 委員会設置に至る経緯

民俗博物館で収集した約45,000点の民俗資料を保管するために、本館以外のプレハブ等も活用。

しかし、施設の老朽化により保管環境の劣悪化が進んでいることから、基準に基づき資料を整理し本館内に収蔵できるよう取り組む。

安易な廃棄ありきではなく、よりよい収集と整理を図るため、外部有識者の意見が必要。

2. 委員会の目的

下記事項に関して県に意見すること

- ・民俗資料の収集・保存方針の策定
- ・民俗資料のデジタル保存基準の策定
- ・民俗資料の除籍の手順規定の策定 等

奈良県立民俗博物館の概要①

奈良県立民俗博物館条例(昭和49年10月7日 奈良県条例第九号)

第1条

郷土の風俗慣習及びこれに伴う生活用具等で生活の推移の理解に欠くことのできない資料(以下「民俗資料」という。)の保存と活用を図り、県民文化の向上に資するため、奈良県立民俗博物館(以下「民俗博物館」という。)を大和郡山市に設置する。

博物館だより 創刊号(昭和50年1月25日)

県において、これらの民俗資料をできるだけ収集保存して永く後世に伝えるとともに、県民が民俗資料をとおして先人の生活を追体験し、郷土の伝統、風俗、習慣などに対する理解と認識を深め、生活文化の向上に資するようこの県立民俗博物館が設立された。

外観



所在地:大和郡山市矢田町545
(県立大和民俗公園内)

設立:昭和49年11月10日

規模:建築面積 4,642㎡

延床面積 6,354㎡

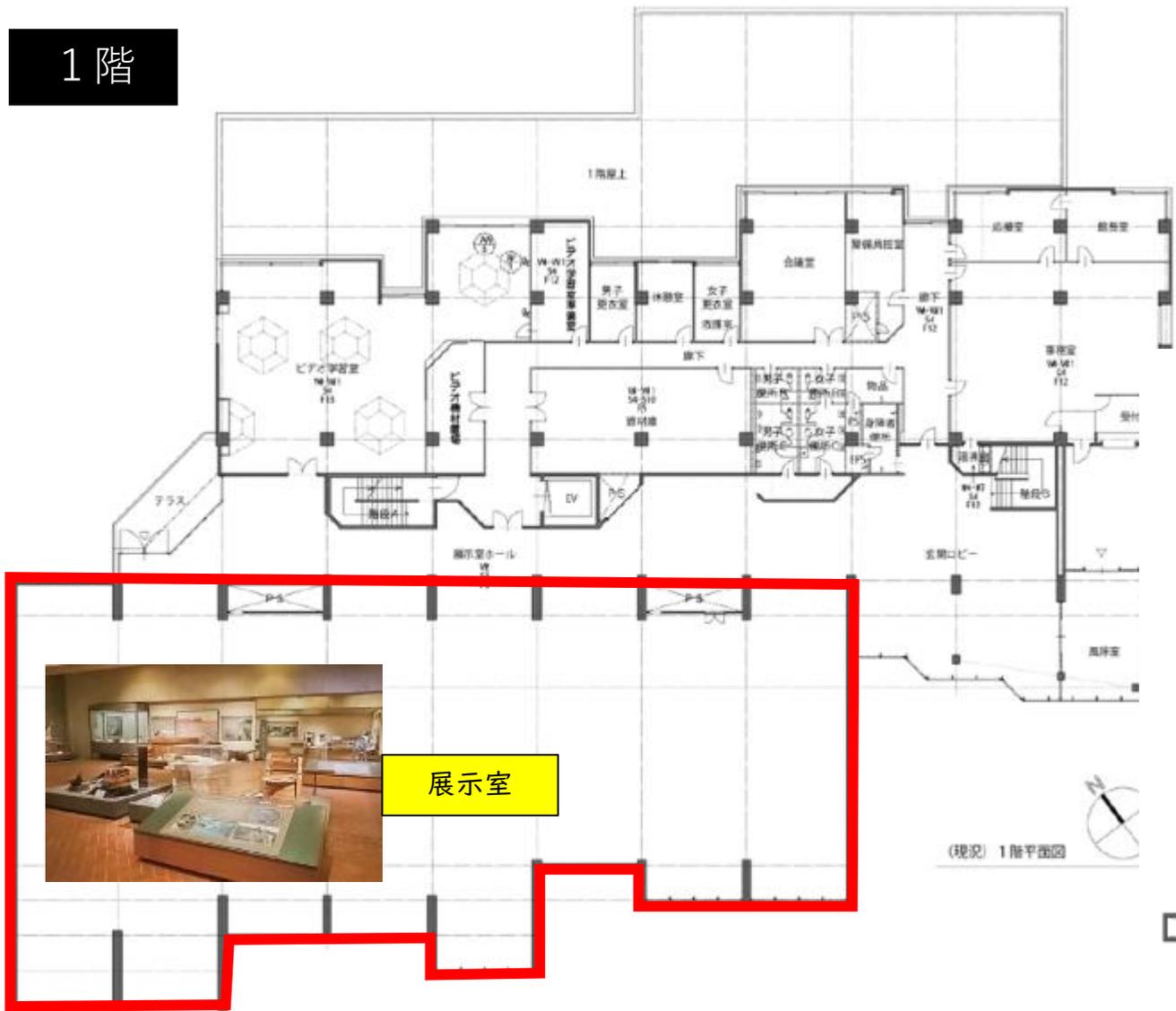
地下1階、地上2階

構造:鉄筋コンクリート造



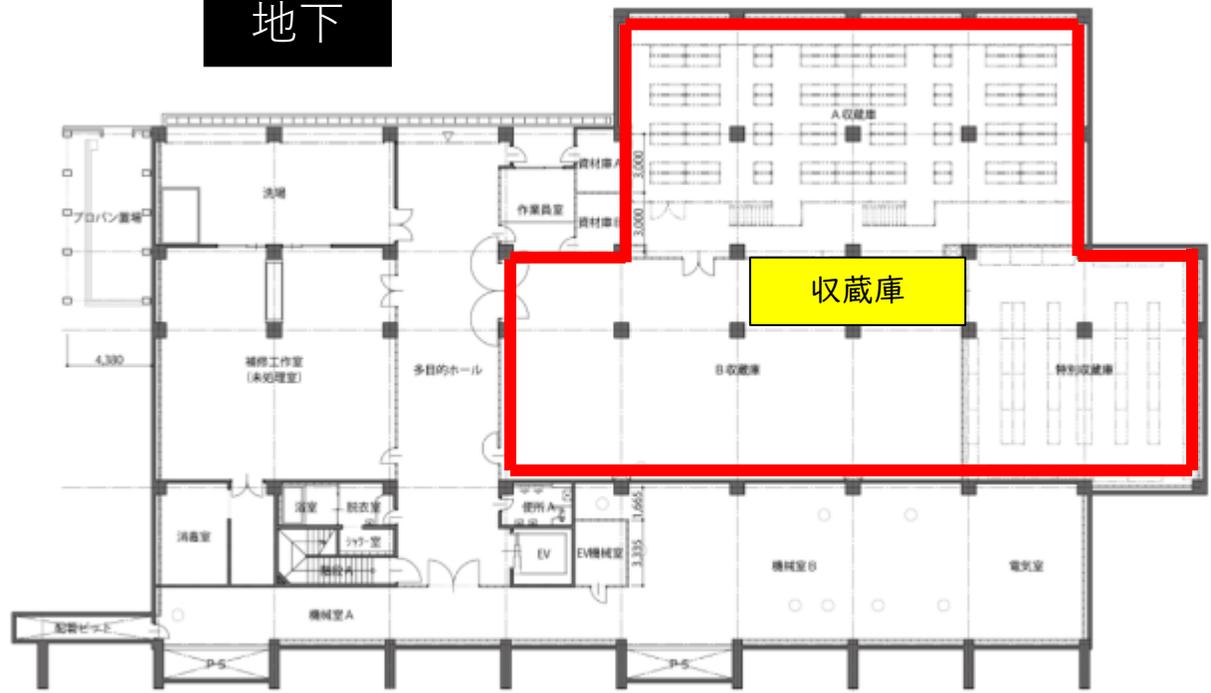
奈良県立民俗博物館の概要②

1階



展示室

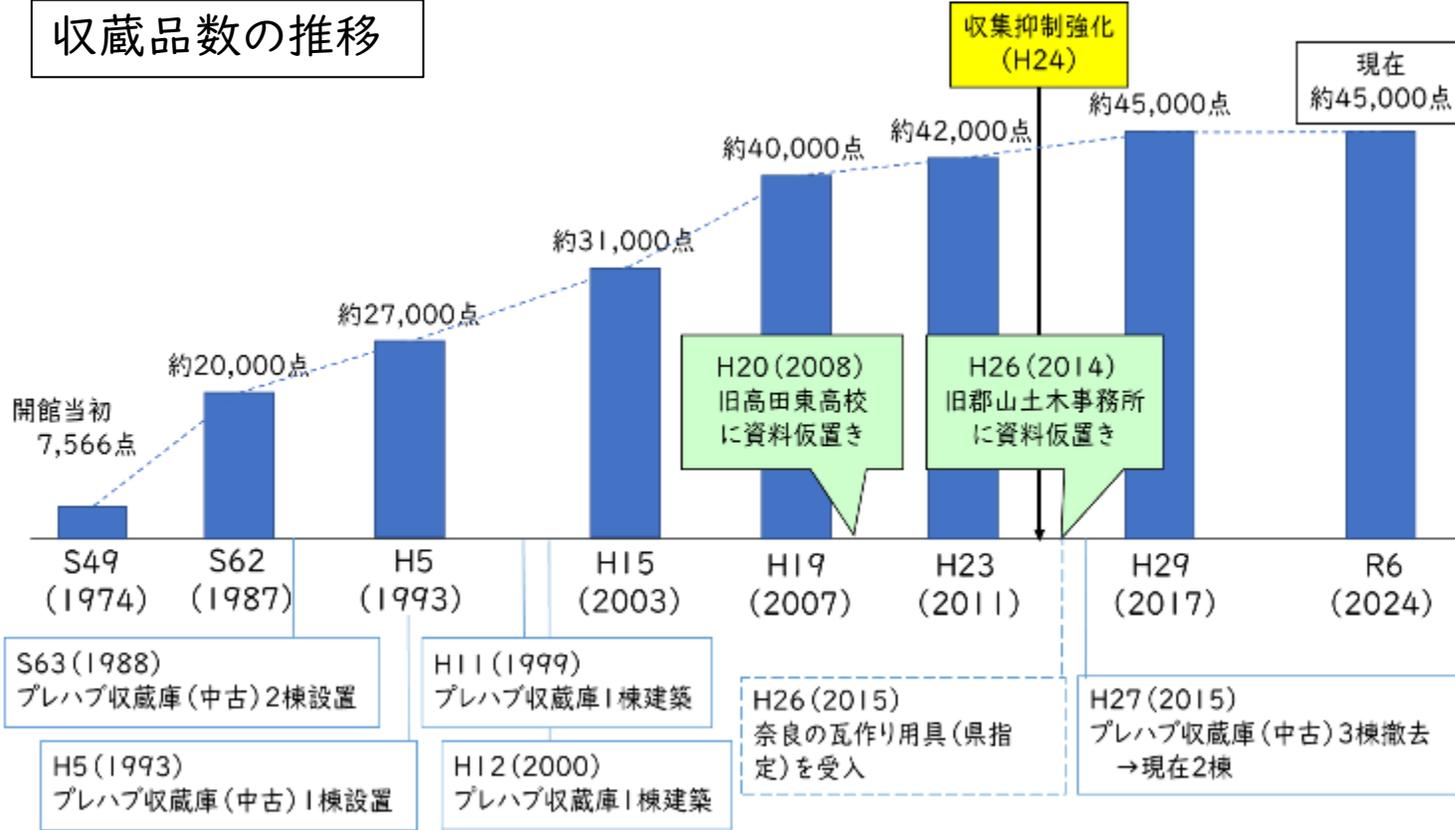
地下



収蔵庫

収蔵品数の推移及び資料の保管場所の状況

収蔵品数の推移



保管場所の状況

収蔵箇所	面積	点数
本館収蔵庫	720㎡	24,000点
敷地内プレハブ	333㎡	6,000点
旧郡山土木事務所	594㎡	12,000点
旧高田東高校	2,028㎡	3,000点
合計	3,675㎡	約45,000点

- ・高度成長期における生活様式の急速な変化に伴い、様々な民具が消滅する危機感から、積極的に資料を収集
- ・本館収蔵庫に収まらないことから、適時、緊急避難的にプレハブ等を設置し、収蔵庫として活用
- ・さらに旧高田東高校や旧郡山土木事務所への仮置きを開始
- ・平成24年(2012年)からは収集抑制を強化

これまでの資料収集の考え方①

民俗博物館だよりから抜粋（一部要約）

【第22号】(S54年度)

- 開館までの資料収集は民俗資料全般に亘る総合的な収集方式
- 開館後は主として年に数回開催するテーマ展示に対応した収集方式
- これを補完するため今年(S54年)から、2ケ年計画で総合的見地より重点収集資料品目を選定収集
(今回の総合収集計画では生業のうち諸職関係資料に重点)

【第27号】(S56年度)

- 民俗博物館の対象としている分野は次の通り
- ①衣、食、住②生産生業(農耕、山樵、漁ろう、狩猟、養蚕、畜産、染織、手工製造、諸職)③交通、運輸、通信④交易⑤社会生活⑥信仰⑦民俗知識⑧民俗芸能、娯楽、遊戯⑨人の一生⑩年中行事⑪伝説、昔話

- 第2次民俗資料収集は、未収集資料のうち早急に収集しなければ消失してしまうおそれのある次の民俗資料を重点的に収集

- (1) 生産・生業に用いられたもの
 - ①手工・製造用具 ②諸職用具
- (2) 信仰生活に用いられたもの
 - 講用具

第2次民俗資料件名目録

56. 3. 31

表1

分類	民俗資料件名	点数	採取地(市町村名)	寄贈者氏名	第2次対象種別	
生産・生業 (農耕)	野神用具	12	天理市・橿原市・田原本町	〃	講	
	柿渋張りクライヌケ	1	天理市橋町		手工・製造	
	板 箕	1	下北山村		〃	
	(染織)	藍染用具	7		月ヶ瀬村	諸 職
	(手工・製造)	奈良うちわ用具	395		奈良市	手工・製造
	両口箸作り用具	5	野迫川村		〃	
	柿渋製造用具	6	大和郡山市		〃	
	高野豆腐製造用具	25	野迫川村		〃	
	吉野葛製造用具	2	大宇陀町		〃	
	コンニャク製造用具	3	下市町		〃	
	椀蓋製作用具	6	〃		〃	
	(諸職)	奈良晒用具	1		奈良市	〃
	桶製作用具	121	下市町・大宇陀町		諸 職	
カヤ屋根葺用具	10	榛原町・大宇陀町	〃			
経木製作用具	33	野迫川村	〃			
サシモノ用具	18	下北山村	〃			
ウルシヌリ用具	10	大和郡山市・下市町	〃			
交 易	ヌシヤの看板	1	大和郡山市	〃		
社会生活	講用具	153	奈良市	講		
	古文書	28	奈良市・御所市	〃		
信 仰	庚申講	34	大和郡山市	〃		
	観音講	1	〃	〃		
	念仏講	23	奈良市	〃		
民俗芸能 娯楽・遊戯	行者講	12	奈良市・野迫川村	〃		
	出雲人形	17	桜井市	手工・製造		

注 詳細な目録は、民俗博物館だより 通巻26号参照
 注 3月末以後第2次民俗資料収集対象資料受入がありました。藤箕製作用具 [山添村・山上晃]・コモアミ用具 [十津川・十津川村資料館]・三方製作用具 [下市町・池田嘉代次]・竹箕製作用具 [天理市・橿原市、奥本勝、他2名]

表2

分類	第1次資料収集点数 (S49年9月末)		S49年10月～ S55年3月末増加点数		第2次民俗資料収集増加点数 (S55年4月～S56年3月)		現在収蔵総点数 (S56年3月末)	
	寄贈	寄託	寄贈	寄託	寄贈	寄託	寄贈	寄託
衣	762	8	91	0	2	0	855	8
食	1095	27	144	0	84	0	1323	27
住	947	25	94	0	20	0	1061	25
生産・生業	2643	412	336	103	665(656)	-395	3644	120
運輸・交通	291	4	19	0	2	0	312	4
交 易	437	23	113	0	2(1)	0	552	23
社会生活	573	11	125	0	181(181)	0	879	11
信 仰	139	1	423	0	70(70)	0	632	1
民俗知識	360	27	88	185	29	0	477	212
民俗芸能	72	17	29	0	19(17)	0	120	17
人の一生	113	2	20	0	0	0	133	2
年中行事	31	0	32	0	17	0	80	0
計	7463	557	1514	288	1091(925)	0	10068	450

注 第2次民俗資料収集覧の寄贈項の()は第2次民俗資料収集対象資料の点数を意味する。

これまでの資料収集の考え方②

【第57・58合併号】(S64・H元年度)

※当時、民俗博物館だよりで県民向けに広報

■こんな資料を集めています。ご連絡ください。

奈良県立民俗博物館では、郷土の風俗、慣習及びこれに伴う生活用具等で生活の推移の理解に欠くことのできない資料(民具)を集めています。特に
(イ)県下で急速に失われていく民具 (ロ)当館に、まだ集まっていない民具
(ハ)指定民俗文化財など〔吉野の山村生産用具・奈良盆地の農耕具〕の充実のための民具等を集めています。

(1)むかしの仕事に使われた民具

① 吉野山地で使われた山の道具〔吉野の山村の社会変化や水没などにより、急速に失われつつある山の道具。〕

木材を伐採する道具	ソマヨキ・ハツリヨキ・コギリノコ・ノコギリ各種・クサビ・カワムキ・カルコ
木材を運搬する道具	トビ・ツル・マツグルマ・キウマ(キンマ)・オイコ・オイン
コビキ〔板にひく〕の道具	マエビキ・シリアテ
山小屋の道具	
炭焼きの道具	
山の神の用具	ケズリカケ・山の道具の模型

② 職人の使った道具〔手作業によって作られた昔の道具〕
〔で今日急速に姿を消している。〕

竹細工・樽丸 <small>たもとまる</small> ・つぼ杓子・紙すき・大和緋・奈良蚊帳 <small>ひらばし</small> ・吉野葛製造・そうめん製造・大工・左官・鍛冶・桶・石工・木地屋・曲物・木工業などの道具
--

(2)むかしの社会生活に使われたもの

村落社会の急激な変化に伴って捨てられようとする民具。

村落の共有道具	祭礼用具〔膳・椀・記録・御供台〕 葬式用具〔コシ・ガンダイ・カネ〕 講・宮座の用具〔膳・椀・臼・杵・記録〕 若者組(青年団)の文書・規約・村文書・タンス・ 防災用具〔竜吐水など〕
贈答・社交用具	ツノダル・スズリブタ・フクサ 重箱・椀・膳・汁ツギ・ホッカイ・ノシ

(3)当館に、まだ集まっていない民具

無形の民俗資料で、民俗芸能・年中行事・民間信仰・人の一生などで使った民具。

これまでの資料収集の考え方③

【第94号】(H16年度)

- S54年には、第2次民俗資料収集として、各種手工・製造用具、信仰用具及び講用具について、1,091点を収集
- S57年度、吉野地域の山村生産関係用具1,226点が県の有形民俗文化財指定
- H14年度より、民具の写真撮影や実測図の作成、調査票の作成などを含め、3年計画で作業
- H15年度後期からは「奈良盆地の農業生産・生活用具」の体系化におけた準備作業を開始
- 設立当初に目標としていた点数の約8割を収集し終えたことや収蔵スペースが手狭になってきたこと、昭和30～40年代の社会変化から30～40年経過して民俗資料が大幅に減少していることや、実際に使っていた人が高齢化していることから、これまでの様に、民具を網羅的に収集・保存することは困難
- 今後は、特定の資料を収集・保存することを目指すと共に、収蔵資料の積極的な活用や意義づけを実施
- 創立30周年を迎え、これまでの活動に節目をつけると共に、博物館として新たな段階に入っている。その活動を象徴的に示しているのが、「吉野の山村生産用具」や「奈良盆地の農業生産・生活用具」などのコレクション化事業

奈良県立民俗博物館 収蔵品の概要

ランク	基準	資料内容	点数
1	国指定文化財	吉野林業と林産加工用具 (1件)	1,908
2	県指定文化財	牛耕用具・瓦作り用具・大和万歳 (3件)	2,394

令和6年10月末現在

吉野林業と林産加工用具(国指定重要民俗文化財)
指定年月日:平成19年3月7日



奈良県の牛耕用具(県指定)
平成19年3月30日



奈良の瓦作り用具(県指定)
平成9年3月21日



大和万歳資料(県指定)
平成25年3月29日



奈良県立民俗博物館 収蔵品の概要

ランク	基準	資料内容	点数
3	コレク ション 化資 料	文化財指定・ 登録候補資 料 ・農業生産用具 ・金魚養殖資料 ・奈良晒、大和木綿資料	約 9,000

令和6年10月末現在

金魚養殖関連資料



農業生産用具



奈良晒、大和木綿資料

大和のはたおり用具及び関連資料



I. 奈良晒の用具
I-A. 採材料及びI-B. 製糸用具



II. 木綿の用具
II-C. 製織用具

奈良県立民俗博物館 収蔵品の概要

ランク	基準	資料内容	点数
4	コレクション その他の コレクション	・大和の仕事着、裁縫雛形、挽茶用具、奈良茶碗、奈良団扇、大和売薬、吉野漆器、奉献絵馬、呪符、教科書、雛人形 等	約 7,000

令和6年10月末現在

雛人形



大和の仕事着



奈良茶碗



大和売薬資料



絵馬



奈良県立民俗博物館 収蔵品の概要

ランク	基準	資料内容	点数
5	一般資料	<ul style="list-style-type: none"> ・服飾、食器、家具 ・農耕、山樵、養蚕、染織等生業関係 ・乗物、通信、旅行 ・看板、引札、証文 ・防災、贈答、戦争 ・祭礼、呪術、奉納 ・芸能衣装、仮面、楽器、遊具、玩具 ・冠婚葬祭、育児 	約 23,000
		未分類・未登録資料	約1,900

令和6年10月末現在

饗食用具



育児



武者人形 (19C前半)

駕籠(かご)



和算関係資料



○旧高田東高等学校



唐箕(とうみ) (穀物を上部逆三角から通し、風力で砂や塵などと分離する)



踏車(ふみぐるま) (田へ揚水する道具。水車を足で踏み、回転させることで、低所の水路から高所の田へ水を汲み揚げる。)



足踏み脱穀機など(収穫した稲穂から籾を落とす道具)



除草機(水田の中の雑草を刈る道具)

○旧郡山土木事務所



鉄砲風呂、人力車など
(鉄砲風呂…火を燃やしてお湯を温める釜が付属している風呂桶)



踏車、箆筒など



箆筒



駕籠(かご) (棒の両端を人が担いで人を運ぶ乗物。
乗る人物の身分などによって使用できる種類が分かれる。)

○旧郡山土木事務所



長持(ながもち) (衣類や寝具の収納に使用された長方形の木箱)



民具の部材



垂箕(篩)



書籍(明治~昭和初期)

民俗資料の整理状況①

1 資料情報について

資料台帳が複数あるため、統合に向けて作業中

資料台帳間で資料情報が重複（R6.10末時点で概ね整理済）

資料の情報不足（出自・保管場所情報なし等）

2 保管資料について

①旧高田東高校 : 令和6年度中に退去し、閉館中の展示室に全て移動する予定
収蔵品の現物確認済、資料台帳と現物のマッチング完了

②旧郡山土木事務所: 将来的に退去を求められている
資料台帳と現物のマッチング未了

③本館収蔵庫 : 資料台帳と現物のマッチング未了（作業中）

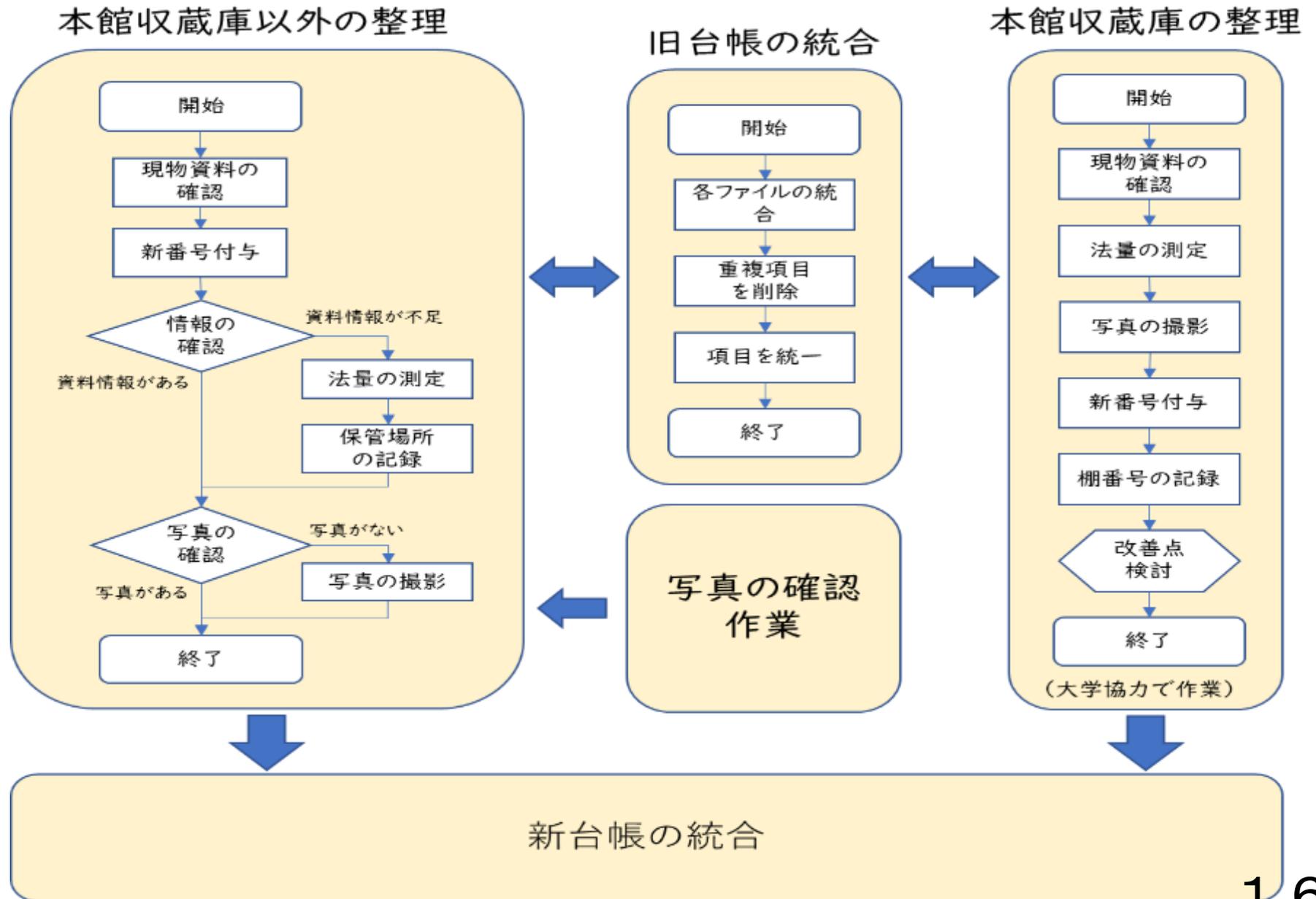
④館外プレハブ2棟 : 築25年経過しており老朽化
資料台帳と現物のマッチング未了

※①旧高田東高校の保管資料（民具約3000点）、②旧郡山土木事務所の保管資料（民具約4500点+書籍約7500点）については、平成26年度～28年度の搬出資料整理（27年度仮プレハブ解体）、平成29年度～31年度の委託整理事業、令和元年～6年度の資料整理により基本的な整理作業（写真撮影・台帳作成）を実施。

民俗資料の整理状況②

3 現在の作業工程

- ・旧台帳を統合
- ・新台帳を作成
- ・現物確認
- ・法量測定
- ・写真撮影



民俗資料の整理状況③

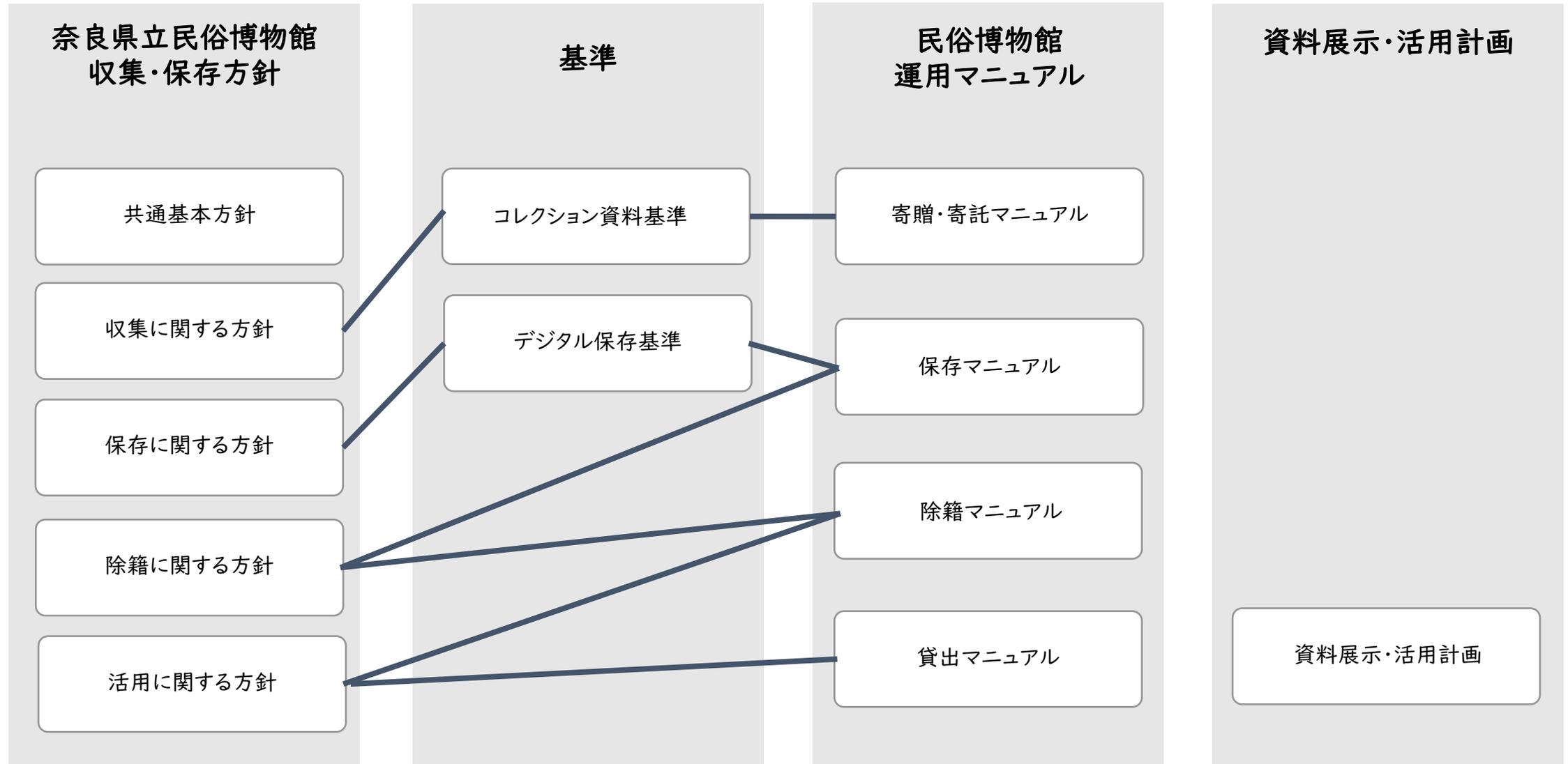
新台帳について(旧高田東高校収蔵資料の例)

新番号	保管場所	旧番号	資料名	元所蔵者	市町村	町域名	長・縦(cm)	幅・横(cm)	高(cm)	奥行(cm)	状態	備考	写真有無	札	委託 データ	ファイル名
1	調理室	PA4389	エブリ	不明	不明	不明	125.0	52.0	11.0				○	×	×	
2	調理室	PA4390	エブリ	不明	不明	不明	142.0	73.0	11.0				○	×	×	
3	調理室	K16256	縄織機		天理市	勾田町	132.0	102.0	59.0		銘板「白川式」		○	○	○	高田東資料リスト.xlsx
4	調理室	K8470	掛矢		大和郡山市	西岡町	86.5	23.0	9.5		破損、シミ・汚れ		○	×	○	民俗博物館資料整理台帳.xlsx
5	調理室	K8446	掛矢		大和郡山市	西岡町	96.0	17.0	11.0		破損、虫害、腐食、シミ・汚れ		○	×	○	民俗博物館資料整理台帳.xlsx
6	調理室	PB1052	ヨキ		大和郡山市	城町	95.5	3.5	22.0		破損、腐食、シミ・汚れ		○	×	○	民俗博物館資料整理台帳.xlsx
7	調理室	PB1051	鳶口	不明	不明	不明	98.0	14.5	3.5		破損、腐食、シミ・汚れ		○	×	○	民俗博物館資料整理台帳.xlsx
8	調理室	PB1049	鳶口	不明	不明	不明	134.5	14.0	3.5		腐食、シミ・汚れ	柄(墨書) 「玄林堂工場防 雑圍」	○	×	○	民俗博物館資料整理台帳.xlsx
9	調理室	K6831	株切り		生駒郡平群町	三里	120.0	16.0	15.5		腐食、シミ・汚れ	刃(陰刻) 「室」	○	×	○	民俗博物館資料整理台帳.xlsx
10	調理室	PB1032	掛矢		安堵町		87.0	24.0	13.5		破損、虫害、腐食、シミ・汚れ		○	×	○	民俗博物館資料整理台帳.xlsx
11	調理室	PB1046	モミサラエ	不明	不明	不明	173.0	59.0	11.5		破損、腐食、シミ・汚れ		○	×	○	民俗博物館資料整理台帳.xlsx
12	調理室	K5380	鋤		大和高田市		65.0	14.5	2.5		破損、腐食、シミ・汚れ		○	×	○	民俗博物館資料整理台帳.xlsx

※黒塗りは個人情報

収集・保存方針等の体系・骨子

収集・保存方針等の体系案



収集・保存方針の骨子案

奈良県立民俗博物館 収集・保存方針

規定項目

規定主旨

共通基本方針

民俗博物館の目的など前提となる基本方針

収集に関する方針

収集する資料の基準
(具体的なコレクションテーマは別途策定)

保存に関する方針

資料の台帳整備や点検
デジタル保存

除籍に関する方針

除籍する基準や手続き

活用に関する方針

貸出、撮影、展示に関する事項

A県

方針規定項目

別の定め

基本方針

分野別方針

収集基準

B県

方針規定項目

別の定め

分野別方針

受領・受託判断基準

他館における参考事例

共通基本方針	P22
収集に関する方針	P23~P27
保存に関する方針	P28
除籍に関する方針	P29~P31

(参考 1) 鳥取県立博物館の博物館資料収集方針

1 基本方針

- (1) 鳥取県の自然、歴史・民俗及び美術(以下「3分野」という。)に関する資料の全てを収集の対象とする。
- (2) 3分野に関して、常時展示又はテーマを設定して展示するために必要な資料は、計画的かつ重点的に収集する。
- (3) 鳥取県に関する資料と比較して展示等を行うことで、鳥取県に関する資料を補完し、又は両資料の関連を紹介でき、もって鳥取県の特徴等の理解が高まる資料はできる限り収集する。

(参考 2) 東京都豊島区立郷土資料館資料収集管理要綱

(基本方針)

第3条 資料館は、次に掲げる方針に基づき、資料を管理するものとする。

- (1) 資料館は、区民等の教養、調査・研究、教育普及等に資する資料を収集する。
- (2) 資料館は、収蔵資料を良好な状態で展示、調査・研究、教育普及その他に利用することができるよう適切に保管しなければならない。
- (3) 資料館は、適正な資料構成の維持に努めるとともに、区民等の共通の財産として有効に活用しなければならない。

収集に関する方針①

(参考 1) 鳥取県立博物館の博物館資料収集方針 等

鳥取県立博物館の博物館資料収集方針

2 分野別方針

(2) 歴史・民俗分野

ア 鳥取県民が所有するもの又は鳥取県内で出土したもの。

イ 鳥取県にゆかりのあるもので歴史上又は学術上の価値が高いもの。

ウ 既存の博物館資料等と比較考量して調査研究又は展示、教育普及活動に供するために必要なもの。

エ 購入及び寄贈等に際しては、必要に応じて鳥取県立博物館協議会人文部会専門委員の意見を聞くことができる。

鳥取県立博物館 自然及び歴史・民俗資料の収集基準

・民俗

1 鳥取県の民俗芸能用具並びに儀礼・信仰関係用具

2 民俗事象を表す写真・映像・音源などの資料

3 地域的な特色を示す衣・食・住に関する資料

4 機械化されていない諸職用具の収集(製品見本、製作工程見本の制作依頼を含む)

5 農具・養蚕具・製紙用具・漁具については館蔵品の補完的収集

6 鳥取県で製作され、使用された機器等

収集に関する方針②

(参考 2)和歌山県立紀伊風土記の丘資料館資料収集方針 等

第2条 民俗資料

- (1) 民俗資料は、「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で県民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」(和歌山県文化財保護条例第2条(3))とする。
- (2) 県民の生活の推移を理解することのできる用具・資料を網羅的に収集する。とくに各号に該当する資料は重点的に収集する。
 - ① 地域的な特色を示す衣・食・住に関する資料
 - ② 機械化されていない諸職用具の収集(製品見本、製作工程見本の制作依頼を含む)
 - ③ 農具・漁具・養蚕具・工匠用具は、館蔵品の補完的収集
 - ④ 当県の民俗芸能用具並びに儀礼・信仰関係用具
 - ⑤ 民俗事象を表す写真・映像・音源などの資料
- (3) 和歌山県内に関わらず、次の各号に該当し、当県との関連性が高いと判断できる資料を収集する。
 - ① 当県内の製作又は生産と認められる資料
 - ② 当県内の影響を受けている又は当県内に影響を及ぼしたことが明らかな資料
- (4) 実物資料の収集が困難な場合は、複製品・三次元データ等の二次資料も積極的に収集する。
- (5) 出所・経緯・価値等を明らかにするために資料と一体的に収蔵・保管する必要のある文献、写真、映像、音源等の記録類を併せて収集する。

収集に関する方針③

(参考 2)和歌山県立紀伊風土記の丘資料館資料収集方針 等 (つづき)

『和歌山県立紀伊風土記の丘資料受領・受託判断基準』

第1条 和歌山県立紀伊風土記の丘管理規則第9条又は第10条の規定により寄贈又は寄託の申し出を受けた際に、『和歌山県立紀伊風土記の丘資料館資料収集方針』及び本基準に適合する場合、受領又は受託する。

2 和歌山県立紀伊風土記の丘館長は受領又は受託する際に、和歌山県立紀伊風土記の丘協議会の意見を聴くことができる。

第2条 考古資料は、(以下、略)

第3条 民俗資料は、博物館での展示・活用を前提として将来にわたり保管・管理する必要のある資料を選択して受領又は受託することができる。選択は、収蔵の有無及び収蔵数、地域的特色の有無、民俗資料の種類、製作・使用年代、意匠、保管状態、資料構成、文化財としての重要性、移動・保管の可否を総合的に勘案して行う。

(2) 民俗資料は、前項のほか教育普及活動等において活用できる資料を必要に応じて受領又は受託することができる。

収集に関する方針④

(参考 3) 北栄町歴史民俗資料館資料収集方針

(収集の基本方針)

町民が郷土に親しみ、愛着、誇りを持つ心を育み、ひいては地域の文化・芸術の人材育英にもつなげるため、北栄町の地域的、伝統的特性を表す人々のくらしと文化に関わる歴史・民俗・美術・自然に関する資料を収集対象とする。

(資料の収集基準)

- 1 北栄町にとって歴史上重要な資料(古文書類、絵図面、人物誌等)
- 2 北栄町にとって重要な民俗資料(砂丘開拓、農業、生活等)
- 3 北栄町にとって重要な美術資料(前田寛治、生田和孝、加藤兼兵衛等)
- 4 北栄町にとって重要な自然に関する資料

ただし、原則として郷土文化を研究するためコレクション化すべき資料を除き、既に収集している資料と同種及び同等未満の資料は収集しない。

(参考 4) 真庭市文化財資料(民具等)収集方針

(資料の収集基準)

真庭地域の特性として、歴史、文化、民俗、風土、習慣など暮らしの推移を理解するために以下の場合に必要な民具等の収集を行う。

- ①民具等として、重要な価値があるもの
- ②使用人物や背景が分かり、特に保存が必要なもの
- ③墨書など来歴(購入や使用の経過等)が残り、特に保存が必要なもの
- ④民具等の素材が歴史・民俗の解明上必要となるもの

ただし、既に収集している資料と同種及び同等未満の資料は収集しない。

収集に関する方針⑤

(参考 5) 東京都江戸東京博物館資料収集具体的方針

(収集対象)

- (1) 収集すべき博物館資料の時代的範囲は、近世初期から現在までとする。ただし、必要に応じて中世以前又は未来に関する資料も収集するものとする。
- (2) 収集すべき博物館資料の地域的範囲は、おおむね現在の都域とする。ただし、関連を要する場合には都域外に及ぶものとし、必要に応じて全国的、世界的視野からの収集を考慮する。
- (3) 資料収集にあたっては、(別記1)の場合を除いて重複して収集しないよう留意する。
- (4) 近現代資料の収集にあたっては、とくに(別記2)の事項に留意する。

(別記1)

重複する場合は下記の場合などのような明確な理由が存在する場合とする。

- ① 長期間展示に供する場合、資料の劣化を防止するために同種の資料で展示替えを必要とする場合
- ② 資料収蔵委員会で系統的に収集することを承認した資料の場合
- ③ 同一の資料を所蔵していても、由緒・来歴などが異なるなど、別の資料価値を有する場合
- ④ コレクションを構成する資料の一部で、当該資料を外して収集することが困難な場合
- ⑤ その他、知事が必要を認める場合

(別記2)

① 時代

変化変容の速度や資料評価に要する時間を考慮し、収集時点からおおよそ20年前の資料までを重点的に扱うこととする。ただし、建造物関連資料については、50年前までを目安とする

② 収集の際の考慮要件

近現代資料に顕著な特質である産業技術史的価値を有する資料、あるいは、伝統技術や生活文化の変化変容を示すもの、科学技術の生活文化化を示す資料、都市生活や近現代の生活の諸相・特質をあらわす資料とする

保存に関する方針①

(参考 1) 豊島区立郷土資料館資料収集管理要綱

(登録及び保管)

第9条 資料館は、資料を収集したときは、資料台帳に必要事項を記録保存し、展示、調査・研究、教育普及その他に利用するため、収蔵資料として登録、整理しなければならない。

2 資料館は、収蔵資料を良好な状態で保管するとともに、適時に点検及び調査を行い、その所在及び状態を確認しなければならない。

除籍に関する方針①

(参考 1) 小坂町立総合博物館郷土館資料規則

(廃棄)

第30条 館長は、郷土館資料が損傷して展示の価値を失ったとき、あるいはその他の理由により展示することができなくなったときは、それを廃棄することができる。

(廃棄の手続き)

第31条 館長は、郷土館資料を廃棄するときは、教育長に郷土館資料廃棄届(様式第10号)を提出して、その承認を得なければならない。館長は事項の郷土館資料廃棄届を提出するにあたっては、あらかじめ郷土館資料収蔵選定委員会の意見を聞いて行うものとする。

(参考 2) 北栄町歴史民俗資料館資料収集方針

(資料の除籍)

北栄町として必要または活用する資料を保存することを前提としたうえで、他の機関との連携も考慮し、次の場合は資料を除籍する。

- 1 広域的な特徴を表す資料等で他の機関へ譲渡することにより学術的な価値がさらに高まり、広域的な研究の推進につながる場合や教育普及活動等に活用される場合
- 2 整理・保存の取り組みにより、展示・調査研究が困難な劣化及び同種同等以上の資料が確認できた場合
(資料の収集及び除籍における留意事項)

資料の収集及び除籍については図書館及び他の機関と常に協力・連携する。

除籍に関する方針②

(参考 3) 豊島区立郷土資料館資料収集管理要綱

(廃棄及び除籍)

第16条 資料館は、収蔵資料を正確に把握し、適正な資料構成を維持するため、その価値を失ったと認められる資料その他の収蔵することが適当でないと思われる資料について、廃棄及び除籍することができる。

2 資料を廃棄及び除籍する場合は、第17条および第18条に定める基準に基づき廃棄・除籍資料調書を作成し、必要に応じて学識経験者に意見を聴取したうえで行うものとする。

3 資料館は、資料の廃棄及び除籍の記録を保存しなければならない。

(廃棄)

第17条 廃棄の対象となる資料等及びその基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 汚損、破損が著しく、補修が不可能であり、資料価値を失ったと認められるもの

(2) 時間の経過等により、資料価値を失ったと認められるもの

(3) 同種の資料を複数収蔵しているときにおいて、時間等の経過により、利用の可能性が低下し、複数収蔵する必要がないと判断されたもの

(4) 資料の状態、資料構成、利用頻度、展示、調査・研究、教育普及その他の活用、及び収蔵能力等を総合的に判断して、収蔵することが適当でないと思われる資料

(5) 保存を必要としない複製物

除籍に関する方針③

(参考 3) 豊島区立郷土資料館資料収集管理要綱(つづき)

(除籍)

第18条 資料館は、収蔵資料を廃棄したとき、又は寄託資料を返還したときは、除籍しなければならない。

2 除籍の対象となる資料及びその基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 第9条第2項に規定する資料点検及び調査の結果、所在不明となった資料又は資料台帳への誤登録であることが判明した資料で、除籍することが適当と認められるもの

(2) 貸出し期間中に紛失した資料で、現物弁償が不可能なもの

(3) 予期し得ない災害その他の事故により、滅失した資料

3 資料館は、資料を除籍するときは、除籍台帳に必要事項を記録し保存しなければならない。

今後の民俗博物館及び検討委員会の予定

	R 6	R 7	R 8	R 9
委員会の開催※	●第1回(11月) ●第2回(1月頃) ●第3回(3月頃)	●第4回～		
収集・保存方針の策定 ※他自治体等への譲渡のルール等 についてもあわせて整理予定	R7年度中に策定			
資料整理	事前の資料整理 (データベース整理等)		方針に基づき 資料整理	展示再開
デジタルアーカイブ	デジタルアーカイブ準備 (写真撮影等)		方針に基づき デジタルアーカイブ化	
本館改修 (展示室改修、空調設備・EV等の修繕)	基本計画	設計	工事(展示室、設備等)	

収集・保存方針運用開始

※第2回以降の開催月は、日程調整の結果変更の可能性あり